

炭素材料学会旅費規程

(総則)

第1条 本規程は、炭素材料学会（以下「本学会」）の役員、および会長又は運営委員長の認めた者（以下「役員等」）が、本学会業務のために出張する場合に支給する旅費について定める。

2 役員等の移動は、原則として公共交通機関を利用することとし、できるだけ経費削減する努力をする。

(旅費の算定)

第2条 鉄道、船舶、航空の利用については、実費支給を原則とする。

2 急行料金、座席指定料金を必要とする場合は、その料金を支給する。特別急行料金は原則として1区間100km以上の場合に支給する。

3 寝台料金、特別船室料金、航空機国内線における特別座席の料金は支給しない。

4 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について、実費額により支給する。公共交通機関（バス）の利用を原則とし、タクシー及びレンタカーは、その利用が経済的またはやむを得ない場合で、会長又は運営委員長に事前に申し出たものに限り支給する。領収書等の支払いを証明する書類を提出すること。

5 宿泊料は1泊あたり13,000円を上限として実費額により支給する。

(協議処理)

第3条 国内外の移動で上記が適用できない事項が発生した場合は、会長及び運営委員長が協議して決定する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

附則

この規程は、炭素材料学会の総会（平成30年12月6日）から施行する。（平成30年10月11日 炭素材料学運営委員会 制定）

この規程は、令和3年9月3日から改訂施行する。